

東京圏から山鹿市に移住し、就職や起業等を行う方を応援します！

移住支援金

東京圏からの移住者に

世帯：100万円 単身：60万円 を支援します

さらに18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合、18歳未満の者一人につき100万円をプラスします！

申請対象者

東京圏（※1）から山鹿市に移住し、下記（※2）に該当する方

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※2 以下の1～4のいずれかに該当する方が対象です。

1 就職に関する要件（①、②のいずれかに該当すること）

① 移住支援金の対象として「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人への就業であること

② プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと

2 起業に関する要件

・熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること

3 テレワークに関する要件

・自己の意思によって移住し、移住先で移住前の業務を継続していること

4 地域や地域の人々と関わりがあり（関係人口）、地域の担い手を満たす要件

（①、②のいずれかに該当し、かつ、雇用保険被保険者で㉠～㉣のいずれか（※3）に該当すること）

① 1年以上継続して山鹿市に住所を有していたこと

② 通算して3年以上山鹿市にふるさと応援寄附金の寄附をしており、かつ山鹿市お試し住宅を利用したことがあること

㉠ 本市で農林水産業に就業する者

㉡ 本市に事業所を有する企業等に就業する者

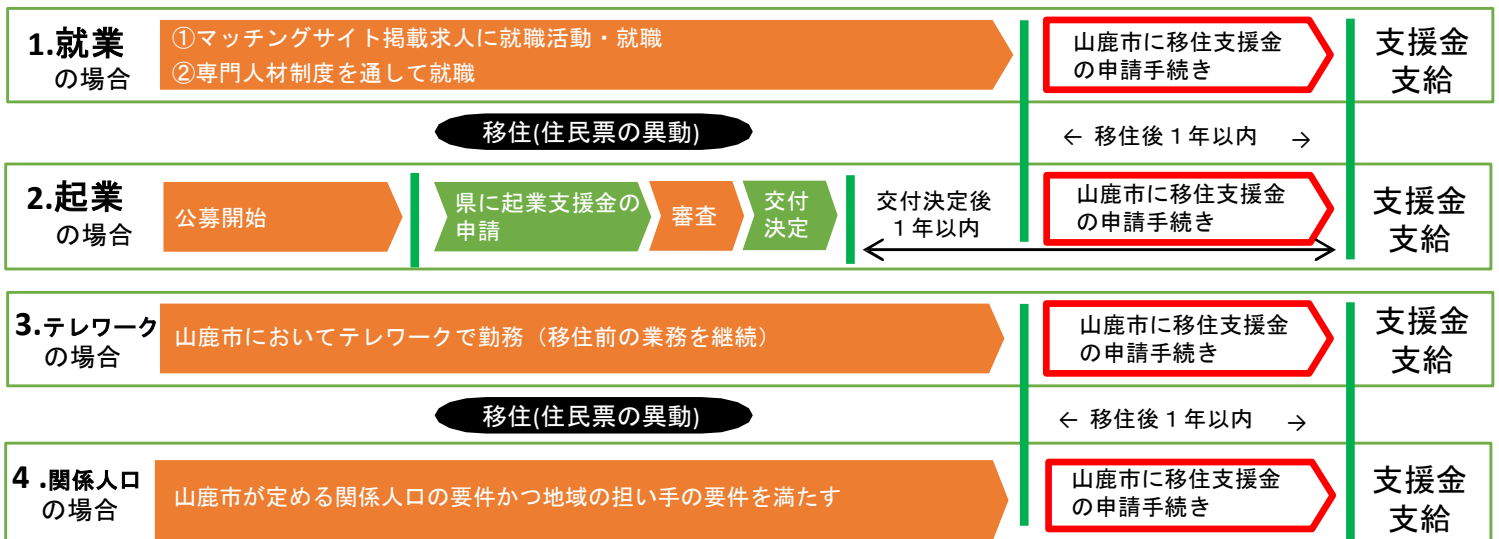
㉢ 本市で家業を継承、または従事する者

㉣ 本市で起業する者

※3 要件の詳細については、直接、山鹿市地域生活課にお尋ねください。

その他の要件は、裏面の簡易チェックシートでチェック！

< 移住支援金の交付までの流れ >



移住支援金 簡易チェックシート

【共通】

チェック欄

- (1) 次のいずれかに該当する。 ※<在住>と<通勤>は、合算して通算5年以上でも対象。
※東京圏内に在住して東京23区内の大学等に通学した後、東京23区内の企業等に
就職した者については、その通学の期間を通勤の期間とみなすことができる。
- <在住>
移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住
- <通勤>
移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち東京都(23区内を除く)、埼玉県、
千葉県、神奈川県に在住し、東京23区内へ通勤(在住地の対象市町村は、表面※1参照)
- (2) (1) の状況が移住直前に連続して1年以上である。
- (3) 転入後1年以内である。 ※国による年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に
申請できない場合は対応措置あり。
- (4) 移住支援金の申請日から5年以上、山鹿市に継続して居住する意思がある。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでない。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、
定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。

1. 就業の場合

次のいずれかに該当する。

- (1) ワンストップジョブサイトに掲載されている求人への就業である。
- (2) プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用しての就業である。

2. 起業の場合

申請日以前の1年以内に熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の
交付決定を受けている。

3. テレワークの場合

山鹿市においてテレワークで勤務し、移住前の業務を継続している。

4. 関係人口の場合

(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、雇用保険被保険者で㉠～㉥のいずれかに該当する。

- (1) 1年以上継続して山鹿市に住所を有していたことがある。
- (2) 通算して3年以上山鹿市にふるさと応援寄附金の寄附をし、かつ山鹿市お試し住宅を
利用したことがある。
- ㉠ 本市で農林水産業に就業する者。
- ㉡ 本市に事業所を有する企業等に就業する者。
- ㉢ 本市で家業を継承、または従事する者。
- ㉣ 本市で起業する者。

上記【共通】および1～4のいずれかに当てはまる場合、移住支援金の対象になる
可能性があります。山鹿市 地域生活課までお問い合わせください。

問い合わせ先

山鹿市地域生活課 Tel:0968-43-1114
Mail:chiiki@city.yamaga.kumamoto.jp